

『皇學館大学研究開発推進センター紀要』編集要項

(総則)

1. 『皇學館大学研究開発推進センター紀要(以下「本紀要」という。)」は、皇學館大学研究開発推進センター(以下「本センター」という。)が刊行する定期刊行物である。英語名を『Bulletin of the Research and Development Center of Kogakkan University』とする。

(目的)

2. 本紀要は、神道研究所・史料編纂所・佐川記念神道博物館・プロジェクト研究部門・その他本センター内での研究の成果及び関連研究を論文・研究ノート・資史料紹介等として掲載・発表することにより、学術的研究並びに教育及び啓発に資することを目的とする。

(編集)

3. 本紀要の編集担当は、本センター部門調整会議の任命を受けたもので構成し、構成員は専任教員2名・事務職員1名とする。

(投稿資格)

4. 本紀要に投稿できる者は、次のとおりとする。
 - ①本センター所属教職員
 - ②本センターの共同研究員及び客員研究員
 - ③競争的資金獲得研究者及び協力者
 - ④プロジェクト研究員
 - ⑤所蔵資料を調査・研究し、その成果をまとめた者
 - ⑥皇學館大学ティーチング・アシスタント及びリサーチアシスタント
 - ⑦その他センター長が適当と認めた者

(論文等の種目)

5. 本紀要に掲載する論文等の種目は、論文・研究ノート・資史料紹介・講演録・書評とし、本センター関係の研究に限る。ただし、本センターより執筆を依頼した論文等についてはこの限りではない。

(体裁)

6. 投稿する論文等は、別に定める執筆要領に従って作成された未発表のものに限る。

(投稿)

7. 論文等の投稿先は、本センター事務局とする。また、募集締切は9月末日とする。

(採否)

8. 投稿された論文等については、当該論文の専攻分野に属する教員が内容を確認し、本センター部門調整会議にて採否を決定する。

(校正)

9. 著者校正は、原則初校1回とし、大幅な加除は認めない。

(献本)

10. 著者には掲載誌3冊、及び抜刷30部を配布する。抜刷追加分は投稿時に申請し、実費を著者に請求する。

(著作権)

11. 本紀要の編集著作物としての著作権は、本センターにあるが、投稿原稿等の著作権は各投稿者にある。なお、本センターが本紀要を復刻する場合、論文等をインターネット上で公開する場合、もしくは電子記録媒体で配布する場合は、投稿時点において投稿者の承諾を得たものとして著作権料は支払わない。

(論文の二次使用)

12. 他の出版物へ転載又は、翻訳・出版する場合には、その旨を事務局に連絡し、本センター企画調整会議の承認を得ること。ただし、著者自身による編集著作物への転載他については、本紀要の版面をそのまま使用するのでない限り、本センターへの許諾申請は不要とする。なお、転載の際は当該論文等の初出は本紀要であることを明示すること。

(改廃)

13. この要項の改正は、本センター部門調整会議の議決を要する。

(附則)

14. この要項は平成27年7月1日から施行する。